

半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理容器（以下「容器」という。）並びに生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入設置に対し、補助金を交付することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 市長は、半田市内に住所を有し、自家処理を目的として、次に掲げる容器又は処理機を購入設置した者に補助金を交付するものとする。ただし、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している者については、補助金の交付をしないものとする。

(1)容器 電気を使用せず、生ごみの減量・減容を目的とする容器で、かつ、悪臭、害虫等を発生させないなど環境面での配慮がなされている構造及び材質のもので、家庭用の次の2種類とする。

ア 生ごみ堆肥化容器 堆肥化を目的とする容器。ただし、必要な基材類は容器本体と同時に購入する場合に限る。

イ 生ごみ処理容器 土中の微生物の働きによって分解・消滅させるもの。ただし、必要な基材類は容器本体と同時に購入する場合に限る。

(2)処理機 電気を使用して、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少し、又は消滅させる機器（ディスポーザーを除く。）で、家庭用のものをいう。

2 この要綱により、補助の受けられる数は、生ごみ堆肥化容器は1世帯につき2基までとし、生ごみ処理容器及び処理機は、1世帯につき1基とする。ただし、この要綱による補助金を受けた容器及び処理機を買い替える場合にあっては、前回購入した日から5年以上経過し、かつ、使用に耐えない状態であることを要する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1)容器については、1基につき購入金額の3分の2以内の額で、6,000円を限度とする。

(2)処理機については、1基につき購入金額の3分の2以内の額で、15,000円を限度とする。

2 前項各号の規定により算出した1基ごとの額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金交付申請書（様式第1）及び容器又は処理機の購入を証する領収書の写しを、購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合については、この限りでない。

2 補助金の交付申請における購入金額は、容器又は処理機本体の購入費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、購入に係る手数料、配送料及び設置に要した費用は含まないものとする。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金交付申請書を受理したときは、その内容及び使用を確認のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第6条 補助金交付の決定を受けた者は、当該補助金の請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付する。

（補助金の交付の決定の取消等）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金の交付がなされているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

（2）補助対象となった容器及び処理機を他に譲渡したとき。

（検査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（その他事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に購入した容器及び処理機について適用し、平成 22 年 3 月 31 日までに購入したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

半田市長 殿

（〒 - ）
住 所 半田市
申請者
氏 名
（電話） -

半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金交付申請書

半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金交付要綱に基づき、下記により補助金の交付を受けたく申請します。

また、補助金交付における審査のために、私の住民登録状況と市税等の納付状況を市担当職員が調査することを了承します。

記

1 補助申請額 円
2 申請額明細表 購入年月日： 年 月 日

	容 器 名	購 入 金 額	補 助 金 額
1		円	円
2		円	円
小 計			円
	処 理 機 名	購 入 金 額	補 助 金 額
1		円	円
合 計			円

領 収 書

年 月 日

様

金 円

ただし、生ごみ堆肥化容器(品名)

生ごみ処理容器(品名)

生ごみ処理機(品名)

代金として

〔販売店〕

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

半田市長

半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金決定額 金 円

（注意事項）

後日申請の内容に誤りがあつたり、容器等を他に譲渡したような事実が判明したときは、支払いした補助金を返還していただくことがありますので、念のため申し添えます。

様式第3（第6条関係）

請 求 書

金 円

ただし、半田市生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金として

上記のとおり請求いたします。

年 月 日

半田市長 殿

住 所 半田市

氏 名

〔振込先口座〕

預 金 口 座	銀 行	本店 (所)	口 座 番 号
	信用金庫		
	農 協	支店 (所)	1. 普通 2. 当座
口 座 名 義 人 (カタカナ)			